

平成23年 月 日議決

平成26年5月20日議決

平成27年5月19日議決

(改正後) 各務原市川島地区社会福祉協議会規則

(名称及び事務所)

第1条 本会は各務原市川島地区社会福祉協議会と称し、事務所を会長宅に置く。

(目的)

第2条 本会は、地域に適応した福祉活動を行い、地域ぐるみで住みよいまちづくりに努力することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 地域に適応した社会福祉事業の計画と実施
- (2) 社会福祉に関する調査、広報、啓発
- (3) 地域内の各種団体が行う福祉活動への援助
- (4) 地域内の生活課題を受け止め、解決に向けた取り組み
- (5) 関係機関との連絡
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、川島地区に居住し本会の趣旨に賛同する者とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 5名以上
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名
- (6) 福祉推進員 2名

(役員を選出)

第6条 役員は総会において決する。

2 役員を選出方法は「川島地区社会福祉協議会役員及び評議員の選出要領」による。

(役員任期)

第7条 役員任期は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。

2 役員再任については、これを妨げない。

3 欠員補充により就任した役員任期は前任者の残任期間とする。

4 役員は任期満了後も後任者が就任するまでは、その職にとどまるものとする。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し会を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 理事は、会長が指示する事項のほか庶務業務を行う。

4 会計は、本会の経理を行う。

5 監事は、本会の会計及び業務の執行状況を監査し、総会に報告する。

6 福祉推進員は、事業計画の活動を推進する。

(会 議)

第9条 会議は総会、役員会とする。

- 2 総会及び役員会は総数の3分の2以上の出席が無ければ開会することができない。議決は出席者の過半数をもって決し、同数の時は議長の決するところによる。
- 3 総会は次の事項を審議する。
 - (1) 地区社協の方針
 - (2) 事業計画、予算に関する事項
 - (3) 事業報告、決算に関する事項
 - (4) 規則の変更
 - (5) その他、会長が必要と認めた事項
- 4 総会に議長を置き、会長又は会長が指名した者があたる。
- 5 役員会は次の事項を協議する。
 - (1) 事業の方針、運営に関する事項
 - (2) 事業計画、予算に関する事項
 - (3) 事業報告、決算に関する事項
 - (4) その他、会長が必要と認めた事項
- 6 役員会に議長を置き、会長又は会長が指名した者があたる。

(経 費)

第10条 本会の経費は、次に掲げる収入をもってあてる。

- (1) 社会福祉法人各務原市社会福祉協議会からの地区社協交付金
- (2) メニュー事業による助成金
- (3) 寄付金及びその他の収入

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(規則の変更)

第12条 この規則は、総会の議決を得て変更することができる。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

付則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

付則

この規則は、平成26年5月20日から施行する。

付則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。